高額療養費

医療費が高額になったときは、自己負担限度額（毎年８月1日診療分から切り替え）を超えた分を支給します。該当する世帯には、診療月の２カ月後以降に「国民健康保険高額療養費支給申請書」を送付します。

自己負担額の計算方法

- 月ごと(１日から末日まで)に計算します。
- ２つ以上の医療機関にかかった場合は、別々に計算し、2万1,000円以上になった医療機関分のみを合算します。
- 同じ医療機関であっても歯科は別計算で、外来と入院も別計算です。
- 入院時の食事代や保険がきかない医療行為にかかる費用、差額ベッド料などは除きます。

※70歳から74歳までの人は、２つ以上の医療機関にかかった場合や歯科の区別なく、全て合算します。

※下表の４回目以降とは、過去12カ月間に高額療養費の該当が４回以上になったときを表します。

69歳までの人の自己負担限度額(月額)

所得区分	適用区分	所得要件	自己負担限度額	
			３回目まで	４回目以降
上位所得者	ア	基準総所得金額901万円超	25万2,600円+(総医療費−84万2,000円)×１％	14万100円
	イ	基準総所得金額600万円超901万円以下	16万7,400円+(総医療費−55万8,000円)×１％	９万3,000円
一般	ウ	基準総所得金額210万円超600万円以下	８万100円+(総医療費−26万7,000円)×１％	４万4,400円
	エ	基準総所得金額210万円以下	５万7,600円	４万4,400円
低所得者	オ	住民税非課税	３万5,400円	２万4,600円

※基準総所得金額とは、所得合計金額から基礎控除額33万円を差し引いた額です。

70～74歳の人の自己負担限度額(月額)

所得区分	自己負担限度額		
	外来(個人単位)	外来＋入院(世帯単位)	
現役並み所得者(自己負担割合が３割の人)	4万4,400円	３回目まで	8万100円+(総医療費−26万7,000円)×１％
		４回目以降	4万4,400円
一　般	1万2,000円	4万4,400円	
低所得者Ⅱ	8,000円	2万4,600円	
低所得者Ⅰ		1万5,000円	

医療費が高額になるとき

入院などは医療費が高額になりますが、医療機関で「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、自己負担限度額までの支払いになります。事前に保険証と印鑑(朱肉を使うもの)を持参して、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の手続きをしてください。ただし、保険料を滞納していると交付できない場合があります。なお、70歳から74歳までの住民税課税世帯の人は手続きをしなくても、医療機関で「高齢受給者証」を提示すれば自己負担限度額までの支払いになります。

高額療養・高額介護合算療養費

世帯の1年間(８月１日から翌年７月31日)の医療保険の自己負担額(高額療養費支給分は控除)と、介護保険の利用者負担額(高額介護<介護予防>サービス費の支給分は控除)の合計額が下記の自己負担額を超える分を支給します。

自己負担限度額(国保＋介護保険)

69歳まで					70～74歳	
所得区分	適用区分	所得要件	平成26年8月～平成27年7月	平成27年8月～		
上位所得者	ア	基準総所得金額901万円超	176万円	212万円	現役並み所得者	67万円
	イ	基準総所得金額600万円超901万円以下	135万円	141万円		
一般	ウ	基準総所得金額210万円超600万円以下	67万円	67万円	一般	56万円
	エ	基準総所得金額210万円以下	63万円	60万円		
低所得者	オ	住民税非課税	34万円	34万円	低所得者Ⅱ	31万円
					低所得者Ⅰ	19万円

療養費

次のような場合は、費用の全額を自己負担した後に、申請すれば、審査決定された金額から一部負担金を除いた額を支給します。

- 旅先で急病になるなど、やむを得ない状況で保険証を提示できずに診療を受けた診療費(国外での診療の場合は海外療養費として申請)
- 医師が治療上必要と認めたときの、コルセットなどの補装具代
- 医師が治療上必要と認めたときの、はり・きゅう・あんま・マッサージの施術代
- 柔道整復師の施術代

特定疾病療養受療証の交付

先天性血液凝固因子障害の一部、人工透析を必要とする慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するＨＩＶ感染症など、厚生労働大臣が指定する特定疾病の人は、「特定疾病療養受療証」を提示すれば、自己負担額が１カ月１万円(人工透析を要する69歳までの上位所得者は２万円)までになります。特定疾病療養受療証の交付を受けるには、申請が必要です。

平成27年度の国民健康保険料

平成27年度国民健康保険料の納入通知書は７月に発送します。詳しくは、広報津６月16日号折り込み「国保だより」と津市ホームページでお知らせします。